幼児教育・保育無償化に伴う利用料および 待機児童支援助成金の申請について 7月~9月分



次の利用料無償化や待機児童支援助成金の対象となっている人は、3か月ごとの手続きが必要です。

利用料などの種類	必要な手続き	申請締め切り日
● 届出保育施設の利用料	7月~9月分利用料償還払いの申請	
私立幼稚園の 預かり保育利用料	※①~③の利用料無償化の対象となるためには、事前に認定を受ける必要があります。	
3 認定こども園1号の 預かり保育利用料	※認定を受けた後の償還払いの申請について、詳しくは 認定通知書に同封した書類をご覧ください。	
4 待機児童支援助成金	7月~9月分の助成金申請 継続して対象となる人には、前回の(不)交付決定通知書に申請書を同封しています。 初めて申請する人、前回申請をしていない人は、役場1階子育て支援課で申請書を受け取ってください。 ※①に該当する人で、認可保育園が待機となっており、届出保育施設利用料が無償化の限度額を超える人は、その差額を②で申請してください。 例:届出保育施設に通園毎月、基本保育料48,000円を支払い ①で42,000円(3歳未満児上限額)まで無償→園に申請差額の6,000円を②で申請→役場へ申請	10月31日(金) まで

※申請の対象かどうか分からないなど、ご不明な点がありましたら、子育て支援課へお問い合せください。

問 子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線153)

第31回 ぺったんフェア開催のお知らせ

いきいきコミュニティ(須恵第二小学校区)が主催する、須恵町の秋を彩るお祭りが開催されます。 皆さんお誘い合わせの上、ぜひお越しください。



▶日 時 **11月2日(日)** 9時30分~14時 ※雨天決行

▶場 所 須恵第二小学校運動場

※駐車場はありませんので、お車での来場はご遠慮 ください。

問 いきいきコミュニティ事務局 ☎935-9771 事務局開局日

9時~17時 月曜日·水曜日·木曜日 火曜日·金曜日 13時~17時



学童保育所利用料を助成します



学童保育所を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、 助成対象となる世帯に対して、利用料の一部を助成します。

対象世帯

- 生活保護受給世帯
- ② 市町村民税非課税世帯



助成内容

学童保育所に支払った利用料を、次のとおり助成します。 ※利用料には、おやつ代・入会金・年会費・行事費・教材費などは含みません。

対象世帯	助成額	備 考
● 生活保護受給世帯	利用料の100% (月5,000円を限度)	就労に伴う必要経費として控除される額は除きます。
❷ 市町村民税非課税世帯	利用料の50% (月2,500円を限度)	同一世帯の世帯員全員が非課税であるかを確認します。

助成を受けるための手続き

9月下旬に学童在籍のお子さんへ学童保育所を通して案内チラシを配布しています。対象となる世帯 の人は、役場1階子育て支援課窓口へ必要書類を提出してください。

必要書類など

- 須恵町学童保育所利用料助成金交付申請書(役場1階 子育て支援課窓□に設置しています。)
- ●生活保護受給証明書(生活保護受給世帯のみ)

· 提出方法·提出先

役場1階 子育て支援課窓口へ必要書類を提出してください。 ※各学童保育所では受け付けていません。

申請時期

① 生活保護受給世帯の人

令和7年 4 月~令和8年3月分 ⇒ 10月31日(金)まで

2 市町村民税非課税世帯の人

令和7年4月~令和7年9月分 ⇒ 10月31日(金)まで

令和7年10月~令和8年3月分 ⇒ 令和8年3月2日(月)~31日(火)まで

助成方法

(固…問い合わせ先)

提出された申請書の審査終了後、助成金額を決定通知書でお知らせします。 決定した助成金は保護者名義の口座へ振り込みます。詳しくは決定通知書をご確認ください。

↑ ご注意ください

この助成は、支払い済みの学童保育所利用料に対して実施されます。利用料を滞納している場合は、 助成対象となりませんのでご注意ください。

晋子育て支援課子育て係 ☎932-1459(ダイヤルイン) ☎932-1151(内線150)



